

各病棟モニター（日本光電社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における各病棟モニター（日本光電社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機種

別紙のとおり

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

4 契約条件

(1) 業務の内容

ア 年1回の定期保守点検

(2) 実施要領

ア 受注者は、点検実施予定表を令和5年 月末日までに発注者の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、両者協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。

イ 受注者は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 受注者は、保守点検終了後速やかに、受注者の所定の様式により実施結果の報告書を発注者の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 定期保守点検にかかる費用及び駆動バッテリー費用。

イ 無停電電源（UPS）用のバッテリー5台分交換費用。

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

ア 点検時に発覚した故障についての修理費用。

イ コード類等の消耗品関係。

(5) 委託料の支払

発注者は、契約期間終了後、受注者の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、そのつど決定するものとする。